

イギリス労働運動の新たな画期

—— その背景と運動の諸相 ——

中林賢二郎

はじめに

一九六〇年代はイギリス労働組合の支配構造に大きな変化がみられた時期であったが、八〇年代はこの変化を基礎にして、労働党と労働組合運動の双方がともに新たな画期を迎えつつある時期であるように思われる。

ここに言う六〇年代における組合支配構造の変化とは、組合中央の少数常任幹部による組合指導、そのもとの組合中央と雇用主団体の全国的レベルにおける団体交渉をつうじての賃金・労働条件の決定という、イギリス労働組合にみられた従来からの「上から」の指導・運営の仕方がくつがえされ、下からの指導がいちぢるしく強められたことを指す。それを実現したものは、言うまでもなく、ショップ・スチュワードに代表される職場労働者の自主的組織の発展であった。それまで組合の基礎組織であった地域支部の影はうすれ、組合の組織ならびに活動の焦点は職場に移った。そして六〇年代中葉にはすでに、ショップ・スチュワードによる職場もしくはプラント・レベルにおける交渉をつうじて、労働者は組合中央が雇用主団体とのあいだに締結した協定を大幅に上回る賃金・労働条件を職場ごとに

獲得しつつあった。このことが注目され、とりわけ雇用主の敵意を買い、一九六四年にドノヴァン卿を委員長に「労働組合と雇用主団体に関する王立委員会」が設置されるきっかけとなったことは周知の事実である。⁽¹⁾

組合中央ははじめこうした職場の自主的組織の発展に敵意をしましていたが、六〇年代末、イギリス最大の組合である運輸一般労組TGWUの書記長に就任したジャック・ジョーンズが、従来の組合指導のあり方を根本的に転換する必要、職場労働者の自主的活動に依拠して組合運営をおこなうことの必要を説き、それを自己の組合で実施に移すにおよんで、こうした新しい「下から」の指導方法がイギリス労働組合運動全体に程度の差はあれとりいれられていった。⁽²⁾

また、職場もしくはプラント・レベルのイニシアチヴを刑事罰でおさえこもうとする政府の試みも、あいついで失敗した。一九六九年に労働党ウイルソン内閣は、そのための法案を準備しただけで、議会への上程をあきらめなければならなかった。七〇年成立の保守党ヒース内閣が強行制定した「一九七一年労使関係法」は、TUCあげての反対闘争によって効力をそがれ、七四年には撤廃されざるをえなかった。そして七四〜七九年の労働党内閣の下での立法は、逆にショップ・スチュワードの活動を法的に保護し、その役割を拡大する効果をもった。⁽³⁾

今日、イギリス労働組合運動内では、農業労働組合など例外的な組織をのぞいて、ショップ・スチュワードの選出は一般におこなわれており、金属産業では九五%、事務労働者八八%、卸売・小売労働者では七八%までがこれを選出、一九七一年におけるショップ・スチュワードの総数は二五〜三〇万で、今日ではそれをさらに上回るものと推定されている。これを、イギリス労働組合運動全体の有給常任幹部総数約三〇〇〇人という数と比べると、⁽⁴⁾「上から」の組合指導の「下から」のそれへの転換の実態がほぼ推察されよう。

組合支配構造のこうした変化は、また、組合内における左派の発言権の強化、組合全国指導部その他上部機関へのその進出をもたらしたことに、注目すべきである。

五〇年代までは大組合の執行部およびTUC総評議会は一般に“moderates”と呼ばれる右派勢力によってほぼ独占的に支配されてきた。そればかりか、冷戦状況下でTGWUのイニシアチヴのもとに総評議会のいわゆる“黒色回章”が発せられ、TUC傘下組合の四〇%までが共産党員ならびにその同調者を組合役員にしないという組合規約もしくは組合内規をもっていた。⁽⁵⁾しかし六〇年代を経過するなかで、電機・電子・電信・配管工組合EETPUを例外として、こうした“差別的”な規約もしくは内規のいっさいが、廃止された。⁽⁶⁾それと並行して労働党左派勢力と共産党系勢力の組合内における共同行動がすんだ。今日ではイギリス労働組合運動内における二大勢力を形成するものはmoderates⇨労働党右派系とlefts⇨労働党左派ならびに共産党系の統一勢力であり、⁽⁷⁾それとともに共産党系活動家の組合全国指導部への進出がみられる。そのことを示す最近の事例をあげると、八一年九月のTUC第一三回大会で次期TUC議長に選出されたのは、共産党系と目される映画・テレビ技術者組合ACTTの書記長アラン・サパーであり、⁽⁸⁾また八一年一二月に炭鉱労組NUMの新委員長に選出されたのは、共産党員の副委員長のマクガーヒー一派から強力な支援を受けた労働党左派のスカーギルであった。⁽⁹⁾

以上のべた労働組合運動の支配構造の変化にひきつづき、八〇年代に労働党と労働組合運動とが新たな画期を迎えつつあるということは、次のような事実がこれを示唆していると思われる。

第一は、労働党内におけるトニー・ベンに代表される新左派勢力の抬頭と、そのイニシアチヴのもとに一九八〇～八一年におこなわれた党規約改正による労働党支配構造の画期的な民主化である。⁽¹⁰⁾

周知のように労働党は、議会労働党、選挙区労働党、加盟労働組合の三者で構成されている。これまで形式上は大会で党の方針がきめられ、大会選出の全国執行委員会N.E.C.がその執行にあたることになってきたものの、議会労働党は実際には大会や執行委員会の決定にしばられることがなく、党首は議会労働党だけで選出され、また党首の意向を強く反映しつつ議会労働党内で互選される内閣もしくは「影の内閣」の構成員が、事実上の党指導部の役割を演じてきた。

しかし八〇年一〇月と八一年一月の年次大会および臨時大会で、規約改正がおこなわれ、党首と副党首は議会労働党、選挙区労働党、労働組合がそれぞれ一定比率（八一年一月の臨時大会でそれぞれ三〇、三〇、四〇%の比率と定められた）の投票権をもつ選出委員会（the electoral college）で選出されることになり、また下院議員は次期選挙にさいして自動的に立候補者に指名されず、その議員が議会内で党の方針に違反して行動したと選挙区労働党が判断した場合には新たな候補者を立てることができるようになった。

六〇年代における労働組合運動の変化を背景にしておこなわれたこの規約改正が、労働党の旧来の支配構造にどれほど大きな打撃を与える（もしくは、与える可能性をもつ）ものであったかは、これを直接の契機として八一年三月に、一九三〇年いらいはじめて労働党に組織分裂が表面化したことから推察できる。右派の一部議員——しかもこれまで閣僚経験を重ねてきたウィリアム・ロジャーズ、シャーリー・ウィリアムズ、ダウィッド・オーエン、ロイ・ジェンキンスら「四人組」the Gang of Fourを含む有力議員もしくは指導者らが、党をはなれて社会民主党を結成し、八一年一二月現在でその議員数は二七名（七九年選挙時における労働党議員数の約一割）におよんでいる。

第二は、労働党の民主化運動と相互関連をもちつつすすめられている労働組合運動の「下から」の「政治化」の運

動の進展である。

これまでイギリスの労働組合運動はその闘争を日常的経済要求と組合運動の権利の分野に限り、政治の問題は労働党にいつさいゆだねてきた。しかし七〇年代後半から、労働組合はその活動分野をあらたにひろげ、産業の民主的統制を問題にせざるをえなくなり、さらにそこから一步をすすめて、イギリスの政治・経済のあり方全体について労働者階級の立場から見なおし、今日保守党政権がすすめている政策とも、またこれまで労働党右派内閣がとってきた政策とも質的に異なる、対案的経済戦略 A E S (the Alternative Economic Strategy) をもとめる運動へのとりだしはじめたのである。

労働組合運動におけるこうした“政治化”——対案的経済戦略 A E S を求める運動の新展開は、もとより組合運動だけで可能となったものではない。それは後述するように、政党（労働党左派、共産党）や学者をはじめとする社会主義的知識人グループと連携してすすめられているが、運動は、職場、プラント・レベルから、地域労働評議会、全国レベルの各段階におよんでいる。⁽¹⁾

この小論では、以下、八〇年代における労働運動の新たな画期の背景、A E S の意味と内容について述べるとともに、ニューキャッスル、ノース・タインサイド、コヴェントリー、リヴァプールの四労働評議会ですすめられている A E S をめざす運動を一つの事例としてとりあげ、八〇年代におけるイギリス労働運動の新たな胎動の一端を紹介するつもりである。

注

(1) 富沢賢治「労働と国家」二三五～二三八ページ、K. Coates: Trade Unionism in Britain, p. 135.

- (2) K. Coates: *Ibid.*, p. 149; H. Clegg: *The Changing System of Industrial Relations in Britain*, p. 212~213.
- (3) K. Coates: *Ibid.*, p. 136.
- (4) *Ibid.*, p. 134.
- (5) J. Gardner: *Key Questions for Trade Unionists*, p. 43~46.
- (6) 中林賢二郎「現代労働組合組織論」『ニニニ』。A. Hutt: *British Trade Unionism*, p. 257.
- (7) Clegg: *Ibid.*, p. 206.
- (8) *The Morning Star*, Sep. 12, 1981.
- (9) *Ibid.*, Dec. 8, 1981. 但しその就任は八二年四月である。
- (10) 中林賢二郎「イギリス通信」一〇七~一〇九、一三八~一四六ページ。
- (11) 同、一一四~一二四ページ。

一、イギリスの経済危機

背景の第一をなすものは、イギリス国内経済の危機である。

一九七四年いらい世界資本主義は構造的危機を表面化させたが、イギリス資本主義は、それが一九世紀後半いらいたどってきた特有の歴史的発展傾向のゆえに、とりわけ深刻な危機に当面することとなった。特有の歴史的発展傾向とは、国内産業への投資をさしおいての資本の海外への不断の流出である。

一八三〇年代に他国にさきがけて産業革命を完了したイギリスは、少くとも一八七〇年代までは世界第一の工業国、いや世界の工業を「独占」する「世界の工場」であった。しかし、エンゲルスが一八四五年にあらわしたその最初の大作「イギリスにおける労働者階級の状態」の終章ではやくも的確に指摘していたように、この独占は長つづき

するものではなかった。⁽¹⁾七〇年代にはドイツ、フランス、アメリカが産業革命をおわり、世界市場においてイギリスに対抗しはじめることとなったばかりか、一九世紀末にはすでにアメリカとドイツが工業生産でイギリスを追い越すにいたった。このときくらいイギリス資本は、国内工業への投資をさしおいて、海外に安価な労働力と資源をもとめて進出することで、その国際的地位を確保してきた。

こうした傾向は第二次大戦後もつづいた。もとより戦後の歴代政府が国内経済の再建、その近代化のために、なんの努力もしなかったわけではない。一九四五年成立の労働党内閣がイングランド銀行や炭鉱、運輸その他の荒廃した産業を国有化し、その後国有化は鉄鋼、自動車、造船その他の産業におよんだし、六四―七〇年の労働党内閣は、産業再編公社 I R C を創設して産業の大々的な合理化政策をおしすすめ、そのあとをうけたヒース保守党内閣も、国内経済の拡大をめざして民間資本に対する巨額の信用供与の政策をとった。しかし、こうした政策がとられた場合にも、つねにイギリス資本の国際的役割が国内経済再建の課題に優先させられていた。したがってそこに結果したのは、六〇年代における異常なまでの資本集中と、海外、とりわけヨーロッパとアメリカに対する投資の増大、その総合的結果としての、多国籍企業化した少数独占資本による経済・政治の支配の確立であり、資本の集中による省力的合理化の進行にもかかわらず依然としてつづいた、国内工業の停滞であった。⁽²⁾

このことを統計で示すならば、以下のようになる。

第1表は、イギリスへの海外からの直接投資額とイギリスからの海外諸国への直接投資額について、一九七七年までの一〇年間の推移を示したものであるが、資本の差引流出額は、直接投資に限ってみてもこの期間に年々増大し、七七年には七億四八〇〇万ポンドに達している。

(1) Foreign Direct Investment in the UK and UK Foreign Direct Investment (£ million)

	1967	1972	1975	1977
Direct investment—into UK	+170	+405	+525	+1151
Direct investment—out of UK	-281	-737	-1094	-1899
Total	-111	-332	-569	-748

Source: Department of Trade Inquiry into overseas direct investment exclude oil and insurance. Annual Abstract of Statistics (1979), Tables 13.10 and 13.11.

M. Campbell: Capitalism in the UK, p.149.

(2) Assets of Top UK Companies in 1977

No. of companies	Proportion of total UK company assets	
	%	%
20		21
50		33
100		44
250		59

Source: calculated from Trade and Industry, 17 Nov. 1978.

Glyn: The British Economic Disaster, p. 165.

(3) Multi-national Companies' Overseas Production as a % of Domestic Output (GDP) 1977

Switzerland	64%
UK	40%
Belgium	25%
Netherlands	23%
Sweden	21%
US	17%
Canada	14%
France	14%
Germany	8%
Italy	7%
Japan	5%

Source: CSE London Working Group; The AES. p.28.

この間にイギリスにおける資本集中はいちじるしくすすみ、第2表にみるように、一九七七年にはイギリスの会社資産総額の二一%を上位二〇社が、四四%を上位一〇〇社が、そして五九%までを上位二五〇社が占めるにいたった。そしてこれらの巨大会社の大部分は多国籍企業として海外での活動をすすめているのであるが、同じ一九七七年にはこれらのイギリス諸企業の海外における生産高は、第3表にみるように、イギリスの総国内生産GDPの四〇%にあたっていた。この四〇%という比率は、スイスのような特殊な国を除けば、他の資本主義国に比べて異常な高さである。

イギリス資本のこうした海外活動が、いかに国内産業の発展を犠牲にしてすすめられてきたものであるかは、第4表と第5表をみれば明らかであろう。イギリス国内の製造工業に対する雇用者一人当りの投資額は、一九七四年を例にとれば、フランス、西ドイツ、イタリア、日本のいずれと比べても異常に低く、僅かに九二〇ドルであった。こうした国内投資額の低さは、当然工業生産の伸び率に影響しないではなかった。五三〜七五年という、世界資本主義のいわゆる「高度成長期」にイギリス製造工業生産が示した年平均伸び率は二・六%で、フランス、イタリア、西ドイツ、日本の四国のうち最低位にあるフランスの五・五%の半分にもおよばなかったのである。

しかし一九七〇年代初めまではイギリスの経済危機はそれほど表面化しなかった。その主な理由は次の四点に示されよう。⁽³⁾

①一九四七年の冷戦開始、それにつづく朝鮮戦争、NATOの形成などによる急激な再軍備が、イギリス国内工業に特別の需要をつくりだしたこと。

②植民地の政治的独立よりイギリス植民地体制の崩壊は、一挙におこったのではなく、徐々に進化したのと、植民地

(4) The investment per employee in manufacturing in 1974

UK	\$ 920
France	2,288
West Germany	1,707
Italy	1,469
Japan	2,141

Source: T. Benn: Arguments for Socialism, p. 53.

(5) The average annual growth of manufacturing output 1953~1975

UK	2.6%
France	5.5
Italy	7.4
Germany	6.3
Japan	11.6

Source: T. Benn: Arguments for Socialism, p. 53.

が政治的に独立したのちもイギリス資本はなおそこで安価な労働力と資源を利用することができたこと。

③西ドイツ、日本など第二次大戦における敗戦国の国際市場への再進出は、六〇年代にはいるまではおさえられており、また発展途上国の工業もまだ発達していなかったこと。

④世界資本主義が七〇年代初めまではなお全体として高成長を続けていたため、イギリス経済は、その発展テンポが他の発達した資本主義諸国のそれに比べておそく、生産性の点でも遅れをとりつつあったにもかかわらず、なお成長を続けるための市場的条件を与えられていたこと。

だが、七〇年代にはいり、世界資本主義の構造的危機が表面化するともに、イギリスの国内投資のたちおくれはその危機を一挙に表面化させた。すなわち、西ドイツ、イタリア、日本などの急激な世界市場への進出、発展途上国の工業発展、そして七四年以後の世界市場の収縮は、どの国にもましてイギリスの産業に大きな打撃を与えることとなったので

ある。

注

(1) F・エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状態」(国民文庫版)下、二五三ページ以下。

(2) Sam Aronovitch: The Road from Thatcherism, p. 6~7.

(3) 中林・前掲書、一一八ページ。

二、「合意の政策」の基礎の崩壊

背景の第二は、一方におけるこうした深刻な経済危機の表面化と、他方における労働組合運動の支配構造の変化——少数右派幹部に指導されるそれから、自主的な職場組織に基礎をおく運動への転換——とが、戦後一貫してこの時期までつづいてきた保守党・独占資本と労働党・労働組合の右派指導部とのあいだのケインズ・ビヴァリッジ的「合意の政策」の基礎を崩壊させてしまったことである。その結果、労働党右派と保守党の政策は、これまでの合意の政策にもとづく協調主義体制からより反動的・権威主義的傾向を強めることとなり、ついには「合意の政策」の公然たる放棄へと向った。⁽¹⁾

ここにいうケインズ・ビヴァリッジ主義的「合意の政策」とは、次のような内容をもつ。すなわち、保守党と資本の側は、戦時下で労働者に約束したビヴァリッジ案にもとづく広範な社会保障制度と、ケインズ主義理論にもとづく完全雇用政策——国家の財政投融資により有効需要をつくりだし、こうして経済成長をうながしつつ完全雇用を維持する政策——を認める。その代りに労働党と労働組合の側は、たとえ「社会主義的」と銘をうった政策を要求しもし

くは実施に移す場合にも、資本の基本的利益を傷つけるようなことはしない、というものであった。戦後、保守党と労働党のそれぞれの政権をとる政策がたとえニュアンスにはちがいがあつたにせよ、以上のべたような大枠で一致していたことは、次のような一連の事実をみれば明らかであろう。

①戦後労働党内閣がすすめてきた産業国有化政策は、イギリス資本主義再建に必要な安価な燃料、原料、輸送手段を確保するためのものか、破産に瀕した産業を国家資金で救うためのものにすぎず、イギリスは資本主義国であり続けたこと。②国有産業の理事会は大資本の代表で構成され、それにせいぜい、一、二名の元労働組合幹部が加えられたにすぎず、国有産業の労働者管理などは全く問題にもされなかつたこと。③ロールス・ロイスの例にもみられるように、倒産に瀕した重要企業は保守党政権のもとでも国有化されたこと、④そしてときおり経済危機が表面化すると、保守党、労働党にかかわりなく、政府は所得政策をとることで賃金を抑制し、労働者の生活水準を犠牲にすることでこれを回避してきたこと、⑤そして、このような政策がとられるなかで、一貫して資本の集中、多国籍企業の形をとる独占資本の経済支配の強化、国内経済を犠牲にしてのイギリス資本の海外進出がすすめられてきたこと。⁽²⁾

だが、六〇年代にみられた労働組合の支配構造の変化は、こうした「合意の政策」の存立の基礎をおびやかすものであった。なぜならそれは、資本の利益のためにおこなわれる「合意の政策」に対しての、職場、プラント・レベルにおける労働者の不満を噴出させ、こうして、これまでイギリス資本主義の支配機構にくみ込まれその一部となつていた労働組合と労働党の右派指導部の指導権を根底からゆるがすものだったからである。

このため六九年一月にはやくも労働党ウィルソン内閣は、「紛争の代りに」In Place of Strife と題する白書を発表し、職場組織のイニシアチヴでおなわれるいわゆる「非公認ストライキ」を規制する法案を提示するにいたつた。

この法案は、同年六月に実に四九年ぶりに開催されたTUC臨時大会での反対にあい、日の目を見るにいたらなかったが、政府案を撤回させるにあたってTUCの総評議会がTUC側の「厳正かつ拘束的な自主規制」を約束していることは、注目に価する。⁽³⁾以上のことは明らかに、労働党右派指導部が協調主義体制から権威主義的体制へと一步をふみだそうとくわだて、労働組合指導部もこれにあるていど同調したことを示したものにほかならなかった。

これにつづいて七〇年六月選挙で成立した保守党ヒース内閣は、すでにのべたように、七一年七月に労働関係法 Industrial Relations Act 1971 を強引に成立させるが、それは、イギリス労働組合運動が一九世紀七〇年代いろいろ獲得していた諸権利のいっさいを否定するとまでいわれた、きびしい労働組合弾圧法であった。⁽⁴⁾

成立した労働関係法は、TUCの強力な反対闘争——この法律を無視し、この法で求められた労働組合の登録を拒否しただけでなく、労働裁判所の召喚には応ぜず、罰金刑が課せられたり逮捕者がでた場合には産業レベルもしくはTUC全体でゼネストを構えるなど、一九二六年のゼネストくらいかかってみられなかった強力な反対闘争——によって、その施行をはばまれた。⁽⁵⁾また、当のヒース内閣自体は、所得政策に反対して大幅賃上げを要求する炭鉱労組の七四年二〜三月の全国ストライキに当面したさいに、このストライキ中に議會を解散し、「イギリスを統治するものは政府か労働組合か」と国民に訴えることによって、その権威主義的政策の類勢を一举に挽回しようとはかって失敗し、内閣は瓦解することとなる。

だが、こうしてえられた七四年における労働運動の側の勝利は、労働党ならびにTUCの指導部多数派の指導によるよりも、主として、職場を基礎にした労働組合員大衆の運動とこれに支えられた指導部内少数派のイニシアチヴによってもたらされたものであったこと、労働運動の指導部はなお協調主義的な姿勢をとりつづけていたことに、注目

する必要がある。

例えば、労使関係法反対闘争についての重要決定がおこなわれた七一年のTUC大会では、総評議会は傘下組合に登録拒否を「つよく勧告する」との方針を提示したにとどまっていた。だが大会では、当時合同機械工組合の委員長であった左派のヒュー・スキャンロンの、「登録拒否を指令する」という修正案が、TUC書記長ウィクター・フェザリーの抗弁にもかかわらず採択され、これが反対闘争をいちじるしく強めることとなった。⁽⁶⁾また、七四年の炭鉱ストライキにさいしては、保守党側はこれを「共産党員の指導するもの」と攻撃し、総選挙を有利にみちびこうとしたが、ウィルソン党首をはじめとする労働党右派指導部も、これまた炭労にスト中止を要請しただけでなく、ストライキのイニシアチヴをとった左派指導者に非難の声をあびせていたのであった。⁽⁷⁾

ここに示された、保守党内閣を倒し労働党をふたたび政権につかせた政治勢力と、議会労働党を中心とする労働党指導勢力とのあいだの大きな溝は、とうぜん七四―七九年の労働党内閣の時期にひきつがれ、内閣の政策に反映し、ついにはこの内閣の命運を決することとなる。

注

- (1) Eric Hobsbawm interviews Tony Benn, *Maxism Today*, Oct., 1980, p. 10.
- (2) 「イギリス通信」二四九―二五二ページ。
- (3) 富沢賢治、前掲者二七四ページ。
- (4) K. Coates: *ibid.*, p. 274.
- (5) K. Coates: *ibid.*, p. 275.
- (6) K. Coates: *ibid.*, p. 104.

三、七四〇七九年労働党内閣

七四年三月選挙で労働党は保守党に辛勝して第一党となり、政権を掌握したものの、議会では単独で多数を占めることができず、政府は同年一〇月に議会を解散し、再度の総選挙をへてようやく数議席の差で議席の過半数を制することができた。このあと七九年五月の総選挙で敗れるまでつづく労働党内閣（ウィルソン内閣、ついで七六年以後キヤラハン内閣）は、少くとも表面的には、一九四五年いらいの最も大胆かつ野心的な政策綱領を掲げて誕生した。党の「七三年綱領」と七四年選挙にあたっての「党宣言」は、七一年労使関係法の廃止、労働組合の権利の強化、社会福祉政策の拡大などの諸方策を約束していただけではなく、①六〇年代に急激にすすんだ資本集中をつうじてその力をいちじるしく強めた巨大多国籍企業の形をとるイギリス独占資本を主要敵と認め、②国有企業庁NEBを創設し、利潤をあげているものもふくめて少くとも二五の主要企業をNEBのもとに国有化するとともに、③一〇〇の主要企業にはその投資、生産などに関して政・労・資三者間に「計画協定」を締結させ、④こうして経済の管制高地を政府が掌握し、富と力のバランスを労働者階級にとって有利な方向へと根本的に転換させるとの方針を明らかにしていた。⁽¹⁾それは、これまでのような、資本の利益のために破産に瀕した企業に国家資金を投入する国家独占資本主義的国有化政策から一步ふみだしたものとみえた。それは、労働組合を、国有企業はもとより民間大企業の経営に直接参加させ、イギリス国民経済の利益を犠牲にして海外に流出する資本に統制を加え、こうして国内経済の再建をはかるとともに、社会主義への移行を準備するものであるかに受けとれた。そして政府TUCとのあいだに結ばれる「社会契

「約」も、こうした政策の実施過程を円滑にするための手段であるかのよう思われたのである。

こうした画期的に見えた党の政策は、一九七一―七三年につき重ねられた党全国執行委員会の小委員会の討議の中からうちだされた。その中心に立ったのは、トニー・ベン、スチュアート・ホランドなど、六〇年代における労働組合運動の変化と結びついて議会労働党内に出現した新左派であった。⁽²⁾選挙に勝利するための必要と、右派がなんの政策もっていないなかったことから、議会労働党内で左派・中間派のブロックが一時的に形成され、右派と中間派は沈黙をまもり、ベンらの主張が認められることになった。それは、労働組合運動の戦闘化を反映して左派が指導権を掌握した全国執行委員会だけでなく、議会労働党でも承認され、ウィルソン党首は公衆のまえでこうした政策を大々的にぶちあげていた。

成立したウィルソン新労働党内閣には左派から五名が入閣したが、とりわけ公約実施に重要な役割を演ずる産業相の地位はベンに与えられた。政府はその成立当初、労使関係法の撤廃、国有企業庁と石油公社の創設、物価と配当の統制、健保その他社会保障制度の改善、性差別禁止法や雇用保護法の制定など、ヒース保守党内閣にはみられなかった政策を実施に移した。⁽³⁾だが、一方で経済危機が深化し、他方で産業相ベンが公約にそった画期的な産業政策の実施に着手しようとする、政府はただちにベンを産業相から解任してエネルギー相の地位に移し、政策を一八〇度転換した。収益をあげている重要企業を国有化して国有企業庁のもとにおき、大企業で政・労・資間の計画協定を結び、労働組合の経営参加により商業民主制をおしすすめるなどという、公約に謳われた政策は、有名無実となり、インフレ抑止が政策の中心にすえられ、デフレ政策がとられた。「社会契約」はそれに内在した「所得政策」の本質をあらわし、とりわけ七六年以降は実質賃金引下げの手段となった。公共支出には限度額が設定され、賃上げを要求する労

働組合はイギリス経済を破綻へみちびくものと非難された。それは「非常時態のもとでの緊急政策」の名のもとにおこなわれた事実上のマネタリズムの政策にほかならず、完全雇用維持という「合意の政策」は放棄され、失業者数は七四年の六二万七五〇〇人から七九年の一四五万五三〇〇人へと、五年間に約八三万人の増大をみた。

TUC総評議会は、はじめはこうした政策に協力する姿勢をとっていた。だが七七年の大会ではもはや下部組織の不満をおさえることができなくなり、賃上げ限度の設定反対が決議され、七八年秋には、TUCだけでなく労働党の大会でも、政府の賃金統制を拒否する決議が採択された。こうしてその支持基盤を失った労働党内閣は翌七九年五月に瓦解し、保守党に政権を譲ることとなる。

公約を裏切ったばかりか、「合意の政策」すら放棄し、労働運動そのものに対立することとなった労働党内閣の施策が、いかに労働者を失望させ、労働党に対する労働者の支持を失わせ、彼らをアパシーにおちいらせたか、そして、そのことが、「合意の政策」を公然と放棄する保守党右派政権の成立をいかに準備することとなったかは、七九年五月選挙の結果がこれを明白に物語っていた。

戦後に労働党支持がもつとも高まった時期に、その得票率はほぼ五〇%に達し、個人党員数も九〇万(五〇年)をかぞえた。だが、七九年選挙では得票率は戦後最低の三七%、八〇年の個人党員数は六〇万にすぎなかった。これに対して保守党の七九年の得票率は四五%で、これまたピーク時(五五年)の約五〇%を下回りはしたものの、自由党が立候補者を五五年の一〇人から七九年の五七六人へとふやしていること、五五年の保守党票にはアルスター・ユニオニストの票がふくまれていることを考慮すると、保守党は五五年のピーク時にえた票をほぼ確保したといつてよく、少くとも一部の地域では保守党は労働組合員とその家族をふくめて労働者階級の票をかなりの程度侵食していた

のである。⁽⁴⁾

七四年までの労働運動の高揚は、七九年の選挙結果にみる限り、雲散霧消したかのようであった。

注

- (1) State Intervention in Industry, p. 20~22.
- (2) トニー・ベンジャミンは、「イギリス通信」二二六〜二二七ページ。なおその叙述は、Tony Benn: Arguments for Socialism 及び Robert Jenkins: Tony Benn—a Political Biography 二四〇〜二四九。
- (3) S. Aaronovitch: The Road from Thatcherism, p. 14~16.
- (4) Ibid., p. 13.

四、サッチャーリズムとAES

七九年五月選挙による保守党サッチャー内閣の成立は、深刻な経済危機のもとでイギリスの政治が新しい段階に入ったことを示していた。ボブ・ロウソン Bob Rowthorn の言葉を借りるならば、「経済危機の深化は、第二次大戦後イギリス政治の基礎となっていた労働・保守両党の『穏健派』の合意 the moderate's consensus を次第にほりくづしてついにこれを破壊してしまい、左右両翼に新たな急進派を出現させることになった⁽¹⁾」のである。

まず「右」の側について言うならば、保守党サッチャー派がそれであった。サッチャーをはじめ、現閣僚キース・ジョセフなど、サッチャー内閣の指導勢力は、「合意の政策」の理論的基礎となっていたケインズ派経済理論を否定し、ミルトン・フリードマンのネオ・リベラリズムの経済理論をもとに七〇年代初期から保守党内で結束しはじめた。そして七六年にはヒース派をおしつけて党内指導権を掌握して、その後政権担当の機会をうかがいつつあった。⁽²⁾

したがって、七九年に政権を手にいれるや、サッチャーは、七四と七九年の労働党右派内閣が緊急政策の名のもとにおこなったマネタリズムの政策を、ネオ・リベリズムの理論によって裏付けして一層容赦なく追求することとなった。政府は、経済への国家介入による有効需要創出の方策を原則的に否定し、経済におけるマーケットの諸力の優位を復活させることこそが経済繁栄の諸条件をつくりだすものだとして主張して、意識的に経済恐慌を促進した。恐慌の結果、競争が激化するもとで、競争に耐えることのできない中小資本は一掃され、合理化によって生産性のひきあげに成功したもののだけが生きのこるとともに、失業増大は労働組合運動の力を弱め、賃金・労働条件を引き下げることによって、イギリスをより魅力的な投資市場に変えるだろうというのである。⁽³⁾

この政策により、現在イギリスで進行中の産業破壊 de-industrialisation がどれほどのものであるかは、次の数字を一見するだけで明白となろう。一九八〇年第四・四半期のイギリス総国内生産 GDP は、前年同期を五・五%下回り、製造工業の生産は同じ期間に一三・五%低下した。また政府統計による失業登録者数だけをかせえた失業者数は、一九八〇年一月の一四七万一〇〇〇人から、一九八一年八月の二九四万人へと、僅か一年八カ月のうちに約一四七万人の増加（失業率にして六・一%から一二・二%への増加）を示した。失業登録をあきらめた高年齢層や婦人労働者などをこれに加えると、八一年八月の実際の失業者は約四〇〇万人（失業率にして約一六%）におよぶものとみられるのである。⁽⁴⁾

そして、国内生産を主とする企業の意向をより強く反映するイギリス産業連盟が、こうしたサッチャー内閣の政策をばげしく非難し、また保守党内でもと主流を占めたマクミランやヒースらが公然とそのデフレ政策に反対してリフレションを要求しているにもかかわらず、サッチャー政権がいまなお存続し、部分的修正は加えつつもなおその

政策を基本的に維持しつづけているのは、この政策が、多国籍企業の形をとり、海外をその主な活動分野とする、イギリス独占資本の主流の利益にかなっているからである。

他方、「左」の側、すなわち労働運動の側にあらわれた新しい急進的勢力とは、労働党内民主主義の問題から経済政策にいたるまでの広範な諸問題にわたって、労働党と労働組合のこれまでの協調主義的指導のあり方に反対する、強力な統一左派勢力である。

こうした勢力の出現を準備したものは、いうまでもなく、六〇年代における労働組合運動の変化——職場組織の発展、労働党左派系と共産党系の活動家とによる労働組合運動内の統一左派勢力の形成、組合支配構造の変化、そのもとでの七〇年代前半における労使関係法反対の強力な政治闘争と、アッパー・クライド造船所労働者の自主管理闘争にはじまり、この時期数十の工場にひろがった自主管理や工場占拠の闘争など、新たな闘争の高揚であった。そうであるだけに、この新しい統一左派勢力は、労働組合運動の下部活動家（ショップ・スチュワードに代表される）や地域住民のグラス・ルート・レベルの運動に密着していることがその特徴となっている。

現在、こうした左派の中心人物と目されるトニー・ベンが、七〇年代初期に中間派から左派へと立場を変えたことはすでにのべたが、このベンを中心にして労働党の党機構の民主化をめざす「労働党民主化運動」The Campaign for Labour Democracy が発足したのは一九七二年であり、それが掲げる党規約改正の目標は、八〇～八一年に労働党大会で支持され、労働党右派の反対を押し切って現在までにほぼ達成されたのであった。

また、この新左派勢力は、戦後労働党がとってきた協調主義的「合意の政策」の失敗を認め、それへの復帰ではなく、経済政策をさらにそこから一步をすすめることを主張した。すなわち、より急進的な対策的経済戦略（AES）

the Alternative Economic Strategy を提示しようとし、またそうするのでなければ、労働者をアパシーから脱出させ、労働運動を再活性化して、サッチャー政権に対抗することはできないし、サッチャー政権打倒の暁、労働者階級の利益に立ってイギリス経済を再建することもできないとしていた。

こうしたA E Sの理論的枠組みの一つの淵源は、イギリス共産党が早くから提示していた綱領「社会主義へのイギリスの道」British Road to Socialism に求めれようが、ペンらのイニシアチヴのもとに作成された労働党七三年綱領が、これを運動化してゆく直接の契機となったとみられる。それが、七四―七九年労働党内閣の事実上のマネタリズムの政策、そして現在のサッチャー政権のより意識的な政策による産業破壊の進行の中で、これとたたかうために、その後より具体化され、発展させられた。

労働運動の下部では、閉鎖や首切り合理化に直面した工場や企業で、ショップ・スチュワードのグループが対案を作成しはじめ、T G W UやA U E Wの技師・管理労働者部門であるT A S Sなど幾つかの全国組合やT U Cが、個々の産業もしくは国民経済レベルでの対案を作成した。

経済理論家のレベルでは、もとタイムズ紙の経済部長であったダビッド・ブレイク D. Brakeとエコノミスト誌経済調査部長であるオームロッド P. Ormerod が、ケインズ左派の立場からA E Sの可能性を明らかにし、労働党左派系と共産党系の理論家を結集する社会主義経済学者会議C S Eのロンドン作業グループは、八〇年一〇月に The Alternative Economic Strategy — A Labour Movement Response to the Economic Crisis を発表、ついでこれを支持し補足する形で、共産党系経済理論家のアーロンヴィチ Sam Aronvitch が八一年三月に The Road From Thatcherism — The Alternative Economic Strategy を上梓した。⁽⁷⁾ またプライヤー M. Prior とバーディー D.

Purdy はグラムシのヘゲモニー理論に依拠しつつ、A E S を実現するための主体形成の問題を明らかにしようとしてゐる。⁽⁹⁾

論者によって若干の異いはあるが、労働党左派系と共産党系がかかげるA E Sの大枠は、ほぼ次のようなものである。⁽⁹⁾

- ① 生産を拡大し雇用を増加させるための経済の再膨張政策。
 - ② 崩壊に瀕した諸産業をまもり、イギリスがやってゆける程度に輸入を抑えるための輸入統制。
 - ③ 輸入統制と経済拡大から結果する売手市場を諸企業に利用させないための物価統制。
 - ④ 大企業、とりわけ多国籍企業に、これまでとはちがう生産・雇用・投資政策をとらせるための、強制的計画協定。
 - ⑤ (トニー・ベンが設立したイギリス石油公社 B N O C の例にならない) 民間セクターを統制するのに必要な技術と知識を公共セクターに与えるために、主要工業会社の国有化。
 - ⑥ 年金基金その他の産業資金源の投資政策に対する統制権を国家に与えるための、主要金融機関の公有。
 - ⑦ 大企業と交渉しその活動を監視するために、労働者ならびに労働組合への新たな権限賦与。
 - ⑧ E C 脱退と、以上の諸方策の多くを禁止しているローマ条約の廃棄。
 - ⑨ 保守党による削減分を回復し、現在の危機から生じた新たな諸問題进行处理するための、社会諸サービスの拡大。
 - ⑩ 他の諸目的のための支出をカバーするための、軍事支出の削減。
- ⑪ 今日のイギリスにみられるはなはだしい不均衡の一部を除去するための、所得と富の再配分。

以上に示した大枠からも推察できることであるが、A E Sは直接に社会主義の実現を目指すものではない。それは直接的には経済と政治を徹底的に民主化することを目指す戦略である。

経済的には、多国籍企業の形をとるイギリス巨大資本の利益のためにすすめられてきたこれまでの経済政策を根本的に転換し、労働者と国民の利益に立っての国内経済を再建することを目指すものであり、そのために、一方で、経済への国家介入をさまざまな形態で強めるとともに、他方で、労働組合をつうじての労働者の企業経営に対する発言権を抜本的に強化することを目指している。

政治的には、それは、国民主権を制限し右のような経済政策を不可能にしているE Cやローマ条約から脱退するとともに、すでにイギリスのイスタブリッシュメントの一部となっている労働党を民主化して、A E S実現の主導力に変えることを目指している。また、こうした目的のためにも、あるいはまた、資本、官僚制など、A E S実現を妨害するために議会外から加えられるイスタブリッシュメントの圧力を排し、議会制民主主義を文字どおり可能にするためにも、労働組合運動と地域住民運動を活性化し、それによって階級的力関係を転換することを目指している。

しかし、こうした戦略が、同時にイギリスの社会主義への移行の前提をつくりだすものであることは言うまでもなからう。

現在、イギリスの左派勢力の中でこうした戦略に反対の態度をとっているものは、ごく一部の少数勢力に限られている。トロッキスト派の社会主義労働党 Socialist Workers Partyは、A E Sを日和見主義的戦略だとしてこれを否定し、世界同時社会主義革命論をとなえている。これに理論的裏付けを与えているのは、オックスフォード大学のA・グリーン教授らである。⁽¹¹⁾ また労働党の青年部に影響力をもつグループ the Militant Tendenciesは、A E Sに一応

の共感を示しつつも、より「戦闘的」でなければならぬとの批判をこれに加えてくる。⁽²¹⁾

註

- (1) Bob Rawthorn: *The Politics of the Alternative Economic Strategy*, *Marxism Today*, Jan., 1981, p. 4; A. Glyn and J. Harrison: *The British Economic Disaster*, p. 137~138.
- (2) ショーペン・カマチャード、リベラリズムと政治経済システム — the Centre for Political Studies を設立したのせいで、1979年6月17日、A. Gamble: *The Free Economy and The Strong State*, *Socialist Register*, 1979, p. 23.
- (3) S. Aaronovitch et al: *The Political Economy of British Capitalism*, p. 359~374; B. Rawthorn: *Ibid.*, p. 4.
- (4) 「イギリス問題」11頁0ページ。
- (5) Aaronovitch et al: *Ibid.*, p. 70.
- (6) T. Benn: *Ibid.*, p. 16.
- (7) 後掲参考文献リストを参照せられたる。
- (8) 同じく後掲参考文献リストを参照せられたる。
- (9) B. Rawthorn, *Marxism Today*, Jan., 1981, p. 4; CSE London Working Group: *The Alternative Economic Strategy*, p. 6.
- (10) 党員数は四〜五〇〇〇人と推定される。
- (11) A. Glyn and J. Harrison: *The British Economic Disaster*.
- (12) Rawthorn, *Marxism Today*, Jan., 1981, p. 5.

五、四つの労働評議会による調査

社会主義経済学者会議のロンドン作業グループの名で発表された “*The Alternative Economic Strategy* —— A

Response by the Labour Movement to the Economic Crisis⁽¹⁾ の執筆を實際に担当した労働党本部調査部長アダム・シャーブルズ Adam Sharples は、AES についてこう述べている。それは将来の労働党左派政権がとるべき政策の青写真を示したものではない。七四―七九年労働党内閣やサッチャー保守党現政権がすすめている政策とは別の対案が可能であることを示し、労働者に確信を与え、彼らを現在のアパシーから脱出させることに第一のねらいがある。将来とるべき具体的政策は、活性化された運動の中で大衆的討論をつうじて精密化されるべきものだ⁽²⁾。

こうしたことがあらためて強調されなければならない直接の理由は、もとより、七四―七九年労働党右派内閣の実績によって労働者大衆のあいだにつくりだされた、労働党とその『社会主義』的政策に対する不信、その結果としてのアパシーにある。だが、長期的にみれば、その理由は、右派支配下にあったイギリス労働組合運動と労働党とのあいだにつくりだされ、ある程度その伝統にまでなっている、特殊な分業関係にあるものといえよう。というのは、労働組合は賃金・労働条件をめぐる問題にその活動領域を限定し、政治の領域は労働党に（事実上、議会労働党に）まかせるといのが、これまでのイギリス労働組合に強く根づいた傾向だったからである。そして六〇年代に組合の支配構造が変り、職場組織が発言権を強めたのちも、こうした傾向がなお強く残っていたことは、七四―七九労働党内閣のもとで、産業民主主義の問題を審議するブロック委員会が設置され、委員会多数派は労働組合に経営参加権を与えることの必要性を主張したにも拘わらず、これに関する労働組合運動内の意見は賛否両論が合半ばしていたことからも判断できよう⁽³⁾。

同じ事柄の半面に労働党サイドから照明をあてるならば、次のような事実を指摘することもできる。労働党議員数は、社会民主党が分裂・結成される直前の八一年二月現在で二六八名であり、そのうち約七五名がいわゆる「左派」

のトリビューン・グループに属していた（右派はほぼこれと同数で、その他の大部は中間派）が、ショップ・スチュワード委員会レベルの組合活動家たちと組織的に結びついていたのは、トニー・ベンとトリビューン派の最左派を構成するジョン・メイナード Joan Maynard、レグ・レイス Reg Race、マイケル・シーチャー Michael Meacherら、いわゆる『ベン派』the Bennites に限られていたことである。

こうした状況からみるならば、A E S を掲げる運動がイギリス労働運動内に真に大衆的基礎をもって定着するためには、かなりの努力と一定の時間を必要とするであろうことは、容易に予想できる。

では現在、それはどの程度定着しつつあるのか。

労働党内では、八一年一〇月の労働党大会における副党首選挙の経緯と結果を、その間接的な指標とみなすことができる。

党内左派の進出による八〇〜八一年の党規約改正とそれを契機とする社会民主党の分裂・結成は、党内中間派をいぢるしく動揺させた。そのため、党首フットは、自らは左派と中間派に支持されてその地位についているにも拘らず、副党首選挙にさいしては、トニー・ベンに立候補を思いとどまらせようとやっきになり、これに失敗すると、党を分裂にみちびくものと非難をベンにあびせた。このため大会前の予想では、ベンが獲得できる議員票はせいぜい二〇票余りとみられていた。だが、ふたをあげてみると、それは予想を二〇票以上も上回った。そして、労働組合、選挙区労働党、議会労働党の票を、新規約にもとづいて四〇・三〇・三〇の比重で計算した結果は、右派のヒーリーの五〇・四二六%に対して、ベンのそれは四九・五七四%、つまりベンは僅かに〇・八五%の僅少差に迫っていたのである。⁴⁾

だが、その定着度をより直接的に示すものは、労働組合の職場、地域段階におけるこの問題をめぐっての討議であり、現在までのところ、その頂点の一つを示しているのは、コヴェントリー、リヴァプール、ニューキャッスル、ノース・タインサイドの四つの労働評議会 Trade Councils がおこなった七四〇七九年労働党内閣の産業政策に関する審問調査であろう。次にこの調査の経緯と結論を紹介して、拙論の結びとしたい。

さてこの四つの労働評議会が活動する地域は大工業地帯であり、わが国でもその名を知られた大企業もしくはそのプラントが存在している。コヴェントリーにはロールス・ロイスのパークサイド工場、ブリティッシュ・レイランドのキャンリー工場、アルフレッド・ハーバートのエドウィック工場、メリデン・モーターサイクル、タルボットのホイットレー工場、ニューキャッスルとノース・タインサイドにはNEIパーソンズ、NEIクラーク・チャプマン、ヴィッカーズのエルスウィック工場とスコッツウッド工場、スワン・ハンターズ、APEXトレス機械、クリーランド、リヴァプールにはキャメル・レイヤード、ルカス・エアロスペース、ダンロップ、ウェストン船舶修理所などがある。これらの自動車、航空、オートバイ、機械、造船などの諸産業で働く労働者は、七四年成立の労働党内閣の公約に多大の期待をかけた。しかしその期待はみごとに裏切られ、七九年までに、仲間の大量首切りや工場閉鎖へと追い込まれていったのである。

国有企業庁NEBの創設、そのもとの巨大企業の株式取得と政労資三者による計画協定締結をつうじての経済の管制高地の掌握、国内経済の振興、そしてさらに富と力のバランスを労働者階級に有利なように根本的に変えるという公約が、なぜ画餅に帰ってしまったのか——こうした疑念を懐いた労働者たちは、すでに労働党治下で、はじめは国有企業庁に関する調査、ついで国家の経済介入一般に関する調査を要求しはじめた。

一九七八年五月にリヴァプール地域の労働評議会に所属するスピーク Speke の T G W U 第六地域・六一二支部が、T G W U 執行委員会に対してこうした調査を要求した。だが執行部はこれを形のういで承認したものの、調査は実施されなかった。ついで同年夏にニューキャッスルのトレス機械工業のショップ・スチュワードが、その地域の幾つかの選挙区労働党と労働評議会州連合の支持をえて、労働党全国執行委員会に調査を要求したが、執行委員会の多数派は、政府の政策に関する審問調査はその先例もなければ、それを実施する機関もないということを理由に、この要求をとりあげようとしなかった。⁽⁵⁾

そこで、ニューキャッスル労働評議会の発議により、七八年の十一月に四つの労働評議会の代表者会議が召集され、一二月まで会議が重ねられた結果、これらの労働評議会で調査を実施することが決定され、次のような調査実施要綱について意見の一致をみた。⁽⁶⁾

これは『労働者による審問調査』とし、調査の焦点は国有企業庁とする。国家介入の他の諸側面もとうぜん問題になるので、これらもまた考察の対象とする。とりわけ、国有化、計画協定、労働者協同組合が考察の対象となる。

『労働者による審問調査』は次の点を考察するものとする。

—— 国家介入の結果はどうであったか。

—— なぜその結果ははなだしく不満足なものになったのか。

—— なぜ労働運動はこうした不満足な結果を阻止できなかったのか。

—— どのような対案的戦略が必要か。

この要綱にもとづいて、調査は三段階にわたって実施された。

第一段階は、地域別調査で、各労働評議会がそれぞれの地域の事情に応じて実施した。コヴェントリーでは、労働評議会失業問題小委員会の委員たちが、地域の労組・コミュニティ調査情報センターである『コヴェントリー・ワークショップ』の援助のもとに、アルフレッド・ハーバーツ、ブリティッシュ・レイランド、メリデン、ロールス・ロイス、クライスラーのショップ・スチュワードと、六ヵ月以上にわたって討議を重ねた。ノース・タインサイドとニューキャッスルの場合には、造船所、NEI、パーソンズ、ヴィッカーズのショップ・スチュワードとトレス機械のもとショップ・スチュワードを対象に、詳細にわたるアンケート調査をおこなったうえで、討議が重ねられ、さらに資料収集がおこなわれた。『労働組合研究情報ユニット』、『タインサイド社会主義者センター』、『ウエスト・エンド資料センター』が分析を援助し、労働評議会失業者センターが調査の組織化に主役を演じた。こうして毎土曜の午前に会議が開かれ、地域の証言がショップ・スチュワードたちから労働評議会の議長と書記に提出されることとなった。またリヴァプールでは、労働評議会が、ガーストン選出の元議員E・ロイデンとともに、ブリティッシュ・レイランドのスピーク第二工場の元ショップ・スチュワードたちと長期にわたって討議を重ねたのち、カークバイ協同組合ならびにダンロップの労働者代表と会議をもった。ルカス・エアロスペースのマーシーサイド工場とダンロップのスピーク工場のショップ・スチュワードは、すでにそれぞれ独自の調査をすすめていたので、これが労働評議会の調査に役立てられた。⁽⁷⁾

第二段階は衆議院における中央での審問 national tribunal で、七九年一月三十一日に実施された。ここでは四労働評議会の議長たちが、地域での調査からでてきた諸問題をもとにして、労働党の政策原案の作成に関係したその

実現のために努力した議員や閣僚に対する審問をおこなった。出席したのはトニー・ベン（七四年三月～七五年六月産業相、七五年六月～七八年五月エネルギー相。産業法案常任委員）、エリック・ヘッファー（七四年三月～七五年四月産業省付国務相、以後平議員。産業法第二次案常任委員）、マイクル・ミーチャー（七四年三月～七五年六月貿易産業省次官、七五年六月～七八年社会保障省次官、七八～七九年貿易産業省次官。産業法常任委員。元エセックス大学社会学講師）、ポプ・クライヤー（七六年九月～七九年五月貿易産業省次官）、スチュアート・ホランド（七八年五月までサセックス大学経済学講師、七三年国有企業庁に関する労働党研究グループのメンバー）、オードリー・ワイズ（七九年までコヴェントリー西南区選出議員。産業法案常任委員）、ハリー・コウワンズ、ジョン・ライマン、ジョージ・パーク（いずれも関連地域選出議員）の九人で、このほかジャック・ジョーンズ（TGWU元書記長）、ヤン・ミカード議員、ブライアン・セジモア議員が審問会の後に調査団員とのインタビューに応じた。⁽⁸⁾

第三段階は、以上の調査・審問をもとにした報告書の起草と仕上げであった。調査の組織化を担当した約一二名の四労働評議会代表のうち四名で報告書起草委員会が構成され、八〇年二月に第一次草案を作成、これを各労働評議会でショップ・スチュワードの討議にかけ、その意見をとりいれて同年五月に第二次草案をつくり、これをふたたび下部の討論にかけたうえで最終的な仕上げがおこなわれ、報告は八〇年中に出版された。⁽⁹⁾

注

(1) アダム・シャープルズは労働党本部のリサーチ・オフィサーで、CSEのロンドン作業グループによる「対案的経済戦略」の執筆を担当した。そのことは筆者自身、本人から確かめたところである。

(2) *Marxism Today*, April 1981, p. 25.

(3) *K. Kootes: Ibid.*, p. 251.

- (4) Morning Star, Sept. 28~Oct. 3, 1981.
- (5) State Intervention in Industry, p. 12.
- (6) Ibid, p. 14.
- (7) Ibid, p. 14~15. なおルカス・エアロススペースのショップ・スチュワード委員会連合がつくりあげた対案については K. Coates: Ibid, p. 246~249 にその概略の記述がある。
- (8) State Intervention in Industry, p. 15~16, p. 180.
- (9) Ibid, p. 16.

六、報告書とその提案

調査の結果作成された報告書は、七四~七九年に労働党が実施した産業政策だけでなく、七三年綱領にまでさかほって労働党のこれまでのあり方全体を生きびしく批判するとともに、八〇年代における労働組合のあり方について広範な提言をおこなっている。

それはまず最初に、左派のイニシアチヴのもとに作成された七三年綱領に二つの重大な弱点があったことを指摘している。その第一は、この綱領が「富と力のバランスを決定的に変える」ことと同時に、「イギリス工業の国際的競争力を高めること」をその目的にかかげていたことから知られるように、左派は、イギリス工業の競争力と雇用の他の社会的に優先されるべきものとのあいだにおこりうる矛盾についての明確な認識を欠いていたことである。ここから、国有企業庁その他にかかわる左派の政策は廢棄されるのでなく、修正されていくことになった。⁽¹⁾

第二に、「四五年くらい」といわれる戦闘的な政策は、左派のイニシアチヴのもとに作成されたものの、労働組合

の下部——ショップ・スチュワードたちとはかわりないところで策定され、大衆的基礎を欠いていたことである。このことは、左派が資本の力を過少評価していたことも関連する。そして、政府が国有企業庁、計画協定など綱領にあるとおりの言葉を使いながら、実施にあたってその内容を水ましし、修正していったときに、下部労働者はほとんどこれに気付かず、反撃に立ちあがることができなかった。

第三に、政府の政策は、次のような経過をたどり、綱領とは別のものに変えられていった。ベンが産業相として初登庁したさい、迎えにでた事務次官サー・アントニー・パートが彼に向って「党綱領をそのまま実施されるおつもりではないものと考えております」と言ったことは、事態を象徴していた。⁽²⁾官僚機構、イギリス産業連盟、マス・メディアなどは、はじめはまさかと思ひ、成りゆきを静観していた。だが、産業相ベンがTUCの労働党連絡委員会で報告して、七三年綱領をほぼそのまま実施に移すつもりであること、そのために、ヘッファー、ホランドら綱領支持者だけで構成された産業省作業班でグリーン・ペーパーを作成し、これをもとに下部討論を全国的にすすめるつもりであることを明らかにすると、支配勢力はいっせいにベン攻撃に立ちあがり、労働党内閣の多数派もこれに同調した。ウィルソン首相はベンを押しつけて産業問題小委員会議長の席に自らおさまり、準備中のグリーン・ペーパーはその指示にそってマイクル・フットの手で「イギリス産業の再生」The Regeneration of British Industryと題するホワイト・ペーパーに書きあらためられた。⁽³⁾政策は水ましされ、国有企業庁による民間企業の取得は、企業の同意ある場合のみ限られることとなった。ついでベンが産業相の地位を追われたのである。⁽⁴⁾

このあと報告書は、各地域の労働者の期待と、政府の政策によってひきおこされた産業破壊と失業増大の現実、これに対する労働者の闘争について詳細にのべたうえで、結論として次のように述べている。

七三年綱領はなお基本的弱点をもっていたとはいえず、そこにもられた政策はイギリス巨大資本の特権を侵害するものであり、トップ・マネージメント、官僚、保守・労働両党の指導的政治家は、これを彼らの権力に対する挑戦と受けとった。後者の反撃に左派が容易に敗退した理由は、一部は閣内と議会労働党内で少数派を占めていたにすぎなかったことにあるが、一部は労働組合の支持が組織化されていなかったことにある。⁽⁵⁾

こうした判断にたつて、報告書は、概略次のような提案をおこなっている。

(1)労働党の改革 議会労働党だけでなく全党を代表する機関で党指導部を選出し、議員候補者は選挙のたびにあらためて選出し、全国執行委員会に選挙宣言についての最終決定権を与え、こうして党指導部と議員を全党に対して責任を負うものにする。またそれにもまして重要なのは、労働党を職場と地域で社会主義的政策のための宣伝とカンパニヤを遂行できる組織へと変えることであり、そのために党工場支部をつくるべきである。⁽⁶⁾

(2)官僚機構の改革 官僚機構を議会に対して責任を負うものに変える。⁽⁷⁾

(3)政策 政治権力と国家についての認識を誤った一九七三年綱領を再確認するだけでは不十分である。この調査で明らかにされた諸経験によると、現在の権力機構を克服するためには議会で多数を占めるだけで不可能であり、どうしても、生産を管理し組織する力をもつ議会外の労働者階級に依存するほかない。したがって、現在の労働運動の機構とイデオロギーを大きく変えてゆくことが必要である。⁽⁸⁾

(4)労働組合運動の改善 以上の前提に立つて、イギリスの労働組合がそのために必要な政治的・産業的力を強めてゆくことが必要であり、そのための地域における具体策としては、

(a)地域・職場を基礎にした組合組織については労働評議会が政治的任務を担当することとし、組合支部だけでな

く、あらゆる労働者組織、政党、婦人・失業者・学生・借家人団体・人種差別反対の組織などを参加させるようにするよう、労働評議会の規約を改正する。規約改正がむづかしければ、すでに四労働評議会で実施しているように、当面、その小委員にただちに参加させる。

(b)機関紙活動の強化（ニューキャッスル労働評議会はすでにワーカーズ・クロニクル紙を発行している）。

(c)労働評議会の手で地域の労働者側対案を作成する。

(d)造船機械労組総連合には製造工業関係労組のほとんどすべてが加盟しているので、その地区委員会を重視する。⁽⁹⁾

(5)全国レベルでは、全企業のならびに全産業別なショップ・スチュワード委員会の組織化が進展しているが、国家に支援された強大な私企業とたたかうためには、組合の地域組織だけではだめで、こうした組織が必要である。⁽¹⁰⁾ そう

した組織を発展させるため原則は、

(a)多数の組合を参加させること。⁽¹¹⁾

(b)下部組合員を活動に参加させ、集団的行動の重要性を認識させること。

(c)プラント別組織の自主性を尊重すること。

(d)産業別の明確な対案的政策——充足されないでいる社会的ニーズを指摘することによって、経営者側の市場収縮の予想に反撃を加える政策——をもつこと。景気後退期にはとくに経営側が各企業間、各プラント間の競争の激化を宣伝するので、こうした産業別対案をもたないと、ショップ・スチュワードの企業別連合委員会は組織を維持することさえ困難になる。⁽¹²⁾

(e)国際的連携——国内の活動だけでは多国籍企業とは闘えない。国際的な連携とそれをつうじて得られる情報をも

つことよって、はじて経営者側に反撃することもできれば、「不可解な国際経済の力」に当面しての労働者の無力感を克服することもできる。⁽¹³⁾

(6) 政策決定の方式と政治的自覚 従来、社会主義的産業政策は、たんに、既存の国家による経済への介入の強化とみなされ、政治意識の発展の問題は、主として選挙における得票の観点からとらえられてきた。こうしたことから、労働党内では左右を問わず主要な産業政策は全国執行委員会小委員会の少数グループで策定され、上から下へと流されてきた。こうした政策決定の方式がとられた結果、社会主義的政策はゆがめられたばかりか、ついには職や生活をまもって闘っている労働組合員にその鋒先が向けられるにいたったことは、この調査が対象としたすべての事例が明らかにしている。⁽¹⁴⁾

われわれが提案する職場と地域を基礎にした戦略をおしすすめるためには、政策決定のあらゆる段階に労働者を加させ、職場と地域を基礎にした、下から上への政策決定方式がとられなければならない。組合は日常要求闘争、政治は労働党という、従来の役割分担方式は、労働組合員を政治にたいするアパシーにおちいらせるだけである。「労働生活に対する労働者統制をもとにした産業の真の社会化を実現する力は、労働者自身が政策決定に積極的に参加し、こうした政策を実現する力をもつ組織をきずきあげることからでてくるものであるものと、われわれは信じている」。⁽¹⁵⁾

注

(1) State Intervention in Industry, p. 25.

(2) Ibid., p. 33.

- (3) Ibid., p. 37.
- (4) Ibid., p. 38.
- (5) Ibid., p. 141～142.
- (6) Ibid., p. 142～144.
- (7) Ibid., p. 144.
- (8) Ibid., p. 144～149.
- (9) Ibid., p. 149～152.
- (10) Ibid., p. 152～153.
- (11) リイド「多数の組合を参加させる」とは、イギリスでは一工場・一企業に多数の組合が組合員をもついわゆる multi-union system を導入するのべ、これらのすゝめの組合を結束するとうう意味である。
- (12) Ibid., p. 154.
- (13) Ibid., p. 154～155.
- (14) Ibid., p. 157.
- (15) Ibid., p. 158.

[出典参考文献リスト]

一揮翰・鑑大

- 1) Aronovitch, Sam: *The Road from Thatcherism—The Alternative Economic Strategy*, London, 1981.
- 2) Aronovitch, Sam et al: *The Political Economy of British Capitalism*, London, 1981.
- 3) Benn, Tony: *Arguments for Socialism*, 1980.
- 4) Bloomfield, Jon: *Labour's Long Haul, Marxism Today*, Dec. 1980.

- 5) Brake, D. & Ormerod, P.: *The Economics of Prosperity—Social Priorities in the Eighties*, London, 1980.
 - 6) Cambell, Mike: *Capitalism in the UK*, London, 1981.
 - 7) Clegg, Hugh A.: *The Changing System of Industrial Relations in Great Britain*, London, 1979.
 - 8) Coates, David: *Labour in Power?—A Study of the Labour Government 1974—1979*, London, 1980.
 - 9) Coates, Ken: *Democracy in the Labour Party*, Nottingham, 1977.
 - 10) Coates, Ken: *Trade Unionism in Britain*, Nottingham, 1980.
 - 11) CSE London Working Group: *The Alternative Economic Strategy—A Labour Movement Response to the Economic Crisis*, London, 1980.
 - 12) Gamble, Andrew: *The Free Economy and the Strong State*, *The Socialist Register*, 1979.
 - 13) Gamble, Andrew: *Thatcher—Make or Break*, *Maxism Today*, Nov. 1980.
 - 14) Glyn, Andrew & Harrison, John: *The British Economic Disaster*, London, 1980.
 - 15) Gough, Ian: *Thatcherism and the Welfare State*, *Marxism Today*, Oct. 1980.
 - 16) Hobsbawm, E. interviews Benn, T., *Marxism Today*, Oct. 1980.
 - 17) Hutt, Allen: *British Trade Unionism—A Short History*, sixth ed., London.
 - 18) McLennan, Gordon: *What Kind of Fight Back?*, *Marxism Today*, Sept. 1980.
 - 19) 中林賢一郎 'イギリス通信—経済危機と労働運動—' 一九八一。
 - 20) Panitch, Ian: *Socialist and the Labour Party—a Reappraisal*, *The Socialist Register*, 1979.
 - 21) Prior, M. & Purdy, D.: *Out of the Gehlto—a Path to Socialist Rewards*, Nottingham, 1980.
 - 22) 富沢賢治 '労働と国家—イギリス労働組合会議史—' 一九八〇。
- II 労働組合・政党資料。
- 1) Coventry, Liverpool, Newcastle & N. Tyneside Trade Councils: *State Intervention in Industry*, London, 1980.
 - 2) The Lucas Aerospace Combine Shop Stewards Committee: *Lucas—an Alternative Plan*.

- 3) Labour Party: Labour and Industry—The Next Steps, 1975.
- 4) Labour Party: Labour's Draft Manifesto, 1980.
- 5) TUC—Labour Party Liaison Committee: Trade and Industry—A Policy for Expansion, 1980.
- 6) Communist Party of Great Britain: British Road to Socialism, 1978.